第千九百九十六号

平成二十一年

十一月十二日 木 曜

日

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、

次のよう

平成二十一年十一月十二日

横 内

正

明

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

 $(\underline{})$ 北杜市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源のかん養

 (Ξ) 変更後の指定施業要件

六〇〇

立木の伐採の方法

(2) る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 主伐に係る伐採種は定めない

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

六〇二 六〇一

県営土地改良事業計画の変更......

教育委員会

家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除...... 家畜伝染病の発生 (三件)

保安林の指定施業要件の変更予定 (二件) 軽油引取税に係る特約業者の指定......五九九

目

次

示

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県公立高等学校及び山梨県特別支援学校入学者募集定員.....

六〇三

保安林として指定された目的 北杜市 (次の図に示す部分に限る。)

土砂の流出の防備

 (Ξ) 変更後の指定施業要件

立木の伐採方法

軽油引取税に係る特約業者として次のとおり指定した。

平成二十一年十一月十二日

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第一項の規定により、

山梨県告示第三百三十六号

告

示

主伐に係る伐採種は定めない

(2) る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及

び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十八号

山梨県告示第三百三十七号

株式会社キョーサ

山梨県南アルプス市田島八二〇番地

平成二十一年十一月

氏名又は名称

主たる事務所又は事業所の所在地

指定年月日

山梨県総合県税事務所長

丹

澤

博

公 報 第千九百九十六号 平成二十一年十一月十二日

Щ

梨

県

十月五日

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二の規定により、次のよう

平成二十一年十一月十二日

万二 一 年 一 月 二 日

山梨県知事 横 内 正 明

北杜市 (次の図に示す部分に限る。) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(立木の伐採の方法 変更後の指定施業要件

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

(以上一四筆について次の図に示す部分に限る。)字大野山六四九八の四五〇・六四九八の六・六四九八の六九八・六四九八の九二八七の一・九二八八の一・字上河原六二八五・六二八六・六二八七・六二八九・字大渡一六〇六五・一六〇七二の一・字西村八九一三・八九三一・字中加倉九二字大渡一六〇六五・一六〇七二の一・字西村八九一三・八九三一・字中加倉九二

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。3(主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る)
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第三百三十九号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

腐蛆病 みつば 患畜 一 甲府市善光寺 平成二十一年病の種類 種類 患畜の区分 群数 発生場所 発生年月日		
患畜の区分 群数 発生場所 発生年月	腐 蛆 ^そ 病	病 の 種類 類
の区分 群数 平府市善光寺 平成二十一年 マ成二十一年 東 発生場所発生年月	みつば	種 家 類 畜 の
甲府市善光寺 平成二十一年 界 生 場 所 発 生 年 月	患畜	患畜の区分
府市善光寺 平成二十一年 生 場 所 発 生 年 月	_	群 発 数 生
所 発 生 年 月	甲原	発
所 発 生 年 月	市業	生
所 発 生 年 月	光	場
成二十一年 月	₹	所
年月月		発
年月月	型	生
月	<u>-</u> 年	年
日	+	月
		日

Щ
梨
追
栾
亘
亦
第
=
품
昷
뛰
+
문
_

ち

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事

横

内

正

明

腐 蛆 ^そ 病	病の種類 家畜伝染
ちつば	種 家類 畜の
患心玄田	患畜の区分患畜又は疑似
Ξ	群 発数 生
須 北 玉 杜	発
町市	生
有 神 子	場
J	所
十平月成	発
子 五	生
甘一 年	年
	月
	日

山梨県告示第三百四十一号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

≟ - │	月二十三日	十平	子	若神	町市	須 北玉 杜	=	患	ちみつば	腐 蛆 ^そ 病
年	生	発	所	場	生	発	群 発数 生	患畜の区分	種 家 類 畜 の	病の 種類 類

山梨県告示第三百四十二号

「らど桟にて)、160~167~16~16。 第四条第一項の規定により、腐蛆病のよん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止(当外県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)

平成二十一年十一月十二日する区域を次のとおり指定する。

山梨県知事 横 内 正 明

指定区域

町、蓬沢町、上阿原町、向町、国玉町、里吉町、桜井町、和戸町及び横根町酒折二丁目、酒折三丁目、元紺屋町、愛宕町、東光寺町、善光寺町、酒折町、古府中二丁目、東光寺三丁目、善光寺一丁目、善光寺二丁目、連光寺一丁目、連吉二丁目、連吉二丁目、東光寺一丁目、東光寺一丁目、城東四丁目、城東五丁目、青沼二丁目、朝気一丁目、朝気二丁目、朝気三丁目、東光寺田府市中央二丁目、中央三丁目、中央五丁目、城東一丁目、城東二丁目、城東三丁甲の市中央二丁目、中央三丁目、中央五丁目、城東一丁目、城東二丁目、城東三丁

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成二十一年十月五日から当分の間

四 その他必要な事項

No.の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならなの指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならな、指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長

山梨県告示第三百四十三号

する区域を次のとおり指定する。第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止当型県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

指定区域

林窪下及び大林原)
林窪下及び大林原)
林窪下及び大林原)
林窪下及び大林原)
・ 大田向、女蚊窪、前田、宮渡戸、向大下、横山及び八斗蒔の地域を除く。)、黒沢(東入、大日向、女蚊窪、前田、宮渡戸、向大下、横山及び八斗蒔の地域を除く。)、と、中尾及び下小倉の地域に限る。)、浅尾新田(白山、踊石、長坂、古屋敷、栃沢及び陣前町及び神明の地域に限る。)、浅尾新田(白山、踊石、長坂、古屋敷、栃沢及び陣倉(中尾及び下小倉の地域に限る。)及び境之沢、北杜市明野町下神取(浦田、神取、若神子新町、穴平(二日市場の地域に限る。)、東向(東向下の地域に限る。)、小岩神子、江土市領玉町大豆生田(田屋及び覚林寺の地域に限る。)、藤田、大蔵、若神子、北杜市須玉町大豆生田(田屋及び覚林寺の地域に限る。)、藤田、大蔵、若神子、

指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

Щ

梨

県公

報

第千九百九十六号

平成二十一年十一月十二日

三 指定の概要

指定期間 平成二十一年十月十五日から当分の間

四 その他必要な事項

の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならな指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の、(())))。

山梨県告示第三百四十四号

する区域を次のとおり指定する。第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止当型県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正

明

指定区域

馬場、以後田、向林、大窪、打越、湯沢、泥里及び向大下の地域に限る。)前の地域を除く。)、小池(丸戸の地域に限る)及び下黒沢(坂上、後田、斜、穴道、林窪下、大林原、下耕地及び猫沢の地域に限る。)、蔵原(前久保、東久保及び宮の下の地域に限る。)並びに北杜市高根町箕輪(大林、大坪原、下雲雀沢、大坪尻、大下の地域に限る。)、若神子、藤田、大蔵、小倉(上小倉の地域を除く。)及び東向(東向吉良窪、竹之内及び向堤の地域に限る。)、北杜市須玉町穴平(中村、二日市場の地地を除く。)及び浅尾(坂南、西畑、薬師堂、坂北、洞、俵石、宮後、天神、池之下、北杜市明野町上神取、下神取(前町の地域に限る。)、浅尾新田(長坂、栃沢の地北杜市明野町上神取、下神取(前町の地域に限る。)、浅尾新田(長坂、栃沢の地

| 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

兀

その他必要な事項

指定期間 平成二十一年十月二十三日から当分の間

No.の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならなの指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならな、指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、 西部家畜保健衛生所長

山梨県告示第三百四十五号

第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)

区域の指定 (平成二十一年山梨県告示第三百号) は、 解除する

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正

山梨県告示第三百四十六号

整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(増穂西部地区農村振興総合 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第六項において準用す

శ్ర なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正

明

縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

=

縦覧期間

平成二十一年十一月十二日から同年十二月十日まで

Ξ 縦覧場所

増穂町役場

兀 異議申立期間

平成二十一年十二月十一日から同月二十五日まで

公 告

一般競争入札について

のである。 十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正

明

- 一 一般競争入札に付する事項
- 借入物品等の名称及び数量

一式

山梨県グループウェアシステム機器等

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十二年三月二十二日から平成二十六年一月三十一日まで

4 納入場所

明

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

- しない者であること。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当
- 2 参加することができる者であること。 に必要な資格等 (平成二十一年山梨県告示第百二十四号)の一に定める競争入札に 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者
- 3 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

三 入札手続等

入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部

情報政策課情報通信基盤管理担当 電話〇五五 二二三 一四一九

2 入札説明書の交付方法

場所に電話連絡すること。 所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場 る条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。) この公告の日から平成二十一年十一月二十四日 (火) までの山梨県の休日を定め

入札参加資格確認申請書の提出方法

県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の 平成二十一年十一月十三日 (金) から平成二十一年十一月二十六日 (木) までの

1の場所に持参すること。

4

入札及び開札の日時及び場所

県甲府市丸の内一丁目六番一号 平成二十一年十二月二十二日 (火)午後二時 山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨

郵便による入札書の受領期限及び場所

5

号)に必着すること。 通信基盤管理担当 (郵便番号四〇〇 平成二十一年十二月二十一日(月)午後五時までに山梨県企画部情報政策課情報 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番

6 入札方法

額を入札書に記載すること。 り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者 る額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切 であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

7 入札の無効

第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 その他山梨県財務規則 (昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

8 落札者の決定方法

もって有効な入札を行った者を落札者とする。 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

兀

契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

らない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければな

4 契約書作成の要否

5 長期継続契約

減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。 九十号) に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県

6 その他

詳細は、 入札説明書による

Summary

Nature and amount of services required:

Computer equipment:groupware system 1 set

(全日制課程)

平成二十二年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員

Щ 梨 県 公 報 第千九百九十六号 平成二十一年十一月十二日

> 2:00PM December 22,2009 Date and time for tender:

Bureau in charge:

Policy Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government Information and Communication Infrastructure Management Section, Information

1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

教育委員会

山梨県教育委員会告示第五号

定により、次の文化財を山梨県指定史跡として指定する。 山梨県文化財保護条例 (昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第三十一条第一項の規

平成二十一年十一月十二日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋

知

子

史跡

史跡名勝天然記念物の部

場 岩山石 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	名称
1	員
	数
八十六番	所
十六番十六番二、	在
五番二、	地
財務 務 場 務 時 財 務 日 財 務 日 日 東 府 京	所有者
方番番甲 メニ府	指
メート 一 の 一 六 三 形 記 記 記	定
七、町	地
トル 六三七・八平 一部、八十六 一部、八十五	域

• 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校入学者募集定員

平成二十二年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員を次

のとおり定める。

平成二十一年十一月十二日

山梨県教育委員会

子

委員長 古 屋 知

六〇三

	甲			甲	E	#	甲		# +	韮	=	Ē		北		学
	府 工			府		付	府		府 第	崎 工						校
l	業			東	Ē	有	西	-	_	業	Ш	奇		杜		名
土	建	電	機	う普	理	普	普	英	普	学科・システム工学科) (電子機械科・電気科・博報工 業 料	文	普	総	理	普	学科
	***	_	LB	理	Net	\	\7	1-		ス環械テ境科			合	Net.		(]
木	築	気	械	数通	数	通	通	語	通	ム化・業 工学電	理	通	学	数	通	T ス
										子科丸 科・科)理・			子			名
科	科	科	科	ス科	科	科	科	科	科	数 情 工 報 科	科	科	科	科	科	
(1)	()	(11)	(11)	(±)	()	(六)	(七)	()	六	(2)	()	(六)	(国)	()	()	定
四〇	四〇	八〇	八〇	回二八〇	四〇		<u>二</u> 八〇	四〇	- 四〇	— 八 〇	四〇		- 四〇	ΞΟ	<u>-</u>	員
	(七)			(七)	(1		(+)			(*)				八		
	<u>一</u> 八 〇			<u>一</u> 八	- - - - -		八〇	- //		_ 八 〇	- //			二 九 〇		計
					•			•			•		•			
Щ	Ķ			市		増 穂 商		白	E		農			甲 府 昭	甲 府 城	

				ਜ J	त्त्र II	培 税 产	惠 奇	白根	巨摩			農林			甲府昭和	甲府城西	
1	建	建	電	英	普	情	商	う普	う普	食	造	環	森	シ	普	総	電
ンテリ	築	築イン	子			報		ち国際	ち 理	品	袁	境	林	ステ		白	
ア	コ) 〕テ	機	語	通	処	業	文 通	数 通	科	緑	土	科	۵	通		子
_ _ 	I	リア	械			理		理 コ ー	ı	学	地	木	学	慰芸		学	
ス	ス	科	科	科	科	科	科	ス科	ス科	科	科	科	科	科	科	科	科
		()	()	()		()	()	三分	三分	(-)	()	()	()	()	八	(八)	$\overline{}$
五	— 五			四〇	= 0	01	六〇		[四0]	五五	五五	IIIO	IIIO	五五	= 0	IIIOO	四〇
						(P		六	六			五			$\widehat{\mathcal{Y}}$	(\)	
_	- -			-	_ ☆ ○	- -	_ _ 	= 0	二四〇			— 六 五			= 0	00	

山 梨 県 公 報 第千九百九十六号 平成二十一年十一月十二日

l																		
:			上 纾	都		t	塩		Щ	日		Ê	笛		Ē	身		
 -			.i. 京	留		ı	山		梨	Ш		Д	欠		3	<u>E</u>		
′	化学	理	普	普	国際	(商商	5	う普	う き	普	総	果	食	普	理	普	情	土
ザイ	子				国際経済科)	業 科 ・	3	ち 英	英 語		合	樹	品				報 ビ	
	デザ	数	通	通		情報業	É 3	数 通	総 通	通		園	化	通	数	通	ジ	木
7 インコー	1					(商業科・情報システム科・商業科・情報システム科・科学会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	:	⊐ I	合コ		学	芸	学				ネ	
7	ン 科	科	科	科		科・科	ł ;	・ ス 科	l ス科	科	科	科	科	科	科	科	科	科
	()	(1)	()	(+)			-	五五	(六)	(七)	(111)	()	()	()	()	(11)	()	()
		OIII	<u> </u>	二八〇		九〇	(三 一 九 〇		二八〇	100	四〇	四〇		=0	八〇		ΞΟ
				(±)		,))		(六)	(七)					=			
		(_ 	八〇		ć	<u> </u>			一八〇		(<u>=</u> 0		(_ _ _		
全 国	合	E	F	学力			甲		富十	- 1	큳	5						
全国募集	合計		万	学附属リ			甲府商業		富士河口湖	富士北稜	 E		·····································	ŧ			名 村 工 業	子 子 - - -
全国募集			菱			情	府	商	う普	士 北			文	普	電	建	機	環
全国募集		ß	菱		普	情報	商業	商	う き ち	士 北 稜 総	В	B			電子	建	機械	環境
全国募集		ß	菱	奇	普		商業	商	う普	士 北 稜	В	B				建	機	環
全国募集		[Fi	菱	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	普通	報	府商業国		うち英数コ	士 北 稜 総	理	普	文	普	子		機械システ	環境化学コ
全国募集		[Fi	菱 普	商業	普通通	報処	府商業国		きち英数通	士 北 稜 総 合	理	普	文	普	子情		機 械 シ ス	環境化学
全国募集		百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百	菱	商業	普通科	報処理	府商業国際	業	うち英数コー	士 北 稜 総 合 学	理数数	普通	文理	普通	子情報	設	機械システム	環境化学コー
全国募集		百	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	商業	普通科	報処理科	府商業国際科	業科	う ち 英 数 コ I ス	士北稜 総 合 学 科	理数数科	普通科	文理科	普通科	子情報科	設科	機械システム科	環境化学コー
全国募集		四音 近 禾 (二) (1)	菱	商業科(二)	普 通 科 (二)	報処理科(三)	府商業 国際科 (一)	業科(四)	う ち 英 数 コ ー ス [一] 普 通 科 (七)	士北稜 総 合 学 科 (七)	理数科(一)	普 通 科 (七) 二八〇	文 理 科 (一)	普 通 科 (四) 一六〇	子情報科(一)	段 科 (一)	機 械 シ ス テ ム 科 (一)	環境化学コース

Щ

甲	学
	校
陵	名
普	学
通	科
科	名
	定
四〇	員
	計
四〇	

中

央

夜

普

通

科

四〇

五

— 八 〇

情報経理科

 $\overline{}$

四〇

(注) 一定	全日制合計
定員闌及び計闌の(
ر غ	
学級数を示す。	
を示す。	
	(一九()

九〇

 \mathcal{O} ば

IJ

が 丘

情報経理科

 $\overline{}$

 \equiv

 \equiv

九〇

昼

普

通

科

 \equiv

- の募集定員の内数である。
- 「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。塩山高校は、商業科三学科を一括して募集する。韮崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。

(定時制課程) 五 四

		谷	都	Щ	E		甲		韮	学
		村					府			+
		I					I			校
		業	留	梨	摩		業		崎	名
	<u> </u>	夜	夜	夜	夜		夜		昼	昼夜別
情起	普	普	普	普	普	建	電	機	普	学
情報経理科	通	通	通	通	通	築	気	械	通	科
	科	科	科	科	科	科	科	科	科	名
((11)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	定
四〇	六〇	凹〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	員
		(1)	(1)	(1)	(1)		(III)		(1)	計
		四〇	四〇	四〇	四〇		<u>_</u> <u>_</u>		四〇	п

(通信制課程) (注)定員欄及び計欄の(Ιţ 学級数を示す。

定

時

制

合

計

夜

普

通

科

 \equiv

五九〇

F	þ	学
		校
9	Ę	名
衛生	普	学
看護	通	科
科	科	名
		定
100	100	員
		計

(特別支援学校)

					学				
盲									
高幼									
	稚	部							
	部								
専 攻 科	保健	普通科	普		学				
・保健理療科	理療科	(重複障害	通		科 A				
 17	17		17	-1.1-					
		若		若	定				
		Ŧ		Ŧ					
 八	八	名	八	名	員				

カラママママママママママママママママママママママママママママママママママママ	Ž T	7; 1; 3; 4; 3;	ふじざくう支援	t a で で ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	ちきべこと爰	<i>t</i> : ;	つ が ば を 爰	[-	あけぼの友爰	3	甲 守 支 爰		ろう		
言		Ē	高	高		Ē		Ē		Ē		Ē	事	幼	
ą	争	Ę	等		争		\$		\$		\$		等	稚	
白	ß	Ė	部	台	ß	台	ß	台	ß	台	ß	Ė	部	部	
普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科		専攻科・理療科
若		若		若		若		若		若		若		若	
		干		干		干		干		干		干		干	
名	Ξ	名	六	名	六	名		名	八	名	八	名	八	名	八

発行者	山梨
山梨	県公報
県 甲府市丸	第千九百九十六号
甲府市丸の内一丁目六番一号	
号	平成二十一年十一月十二日
印刷所供	十二日
㈱サンニチ印刷	
甲府市北	
口二丁目六番	
	六〇八